

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人碧いびわ湖（以下、「当法人」という。）の倫理規程の理念に則り、当法人が直面する又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は次の通りとする。

(1) コンプライアンス

「コンプライアンス」とは、我が国の法令（法律・政令・省令・条例をいう）、当法人の内部規程、および社会規範等を遵守することを指す。

(2) 役職員

役職員とは、当法人の役員及び職員、ならびにアルバイト等を含む全職員を指す。

(基本方針)

第3条 当法人の役職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第4条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

(1) コンプライアンス担当理事

(2) コンプライアンス委員会

(3) コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス担当理事)

第5条 コンプライアンス担当理事は、理事会において定める。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は、当法人のコンプライアンスに関し問題が発生した場合、又は発生が予期できる場合には適切な措置を講ずることを目的として設置する。

- 2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、複数の理事と外部委員で構成する。
- 3 コンプライアンス委員長は、コンプライアンス委員会の決定事項、対応措置等を直ちに代表理事に報告する。
- 4 コンプライアンス委員会の審議事項は次の通りとする。
 - (1) 法令等に違反する行為または違反可能性のある行為に関する事項
 - (2) コンプライアンスに関する重要方針の決定に関する事項
 - (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定及び実施
 - (5) コンプライアンス体制に関する事項
 - (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項
- 5 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反が発生した場合、前項(3)及び(4)の内容についてすみやかに公表する。

(コンプライアンス統轄部門)

第7条 コンプライアンス統轄部門は、事務局とする。

- 2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス委員会の指示によりコンプライアンスの推進に関する業務を統轄し、コンプライアンス委員会の事務局を担当する。

(報告)

第8条 役職員は、コンプライアンスに違反する行為を行っていることを知ったとき、又は適切な措置を執らないためにコンプライアンスに違反する事態を招く恐れがあるときは、速やかにコンプライアンス統括部門に報告しなければならない。ただし、内部通報規程に基づく通報を行った場合はこの限りでない。

- 2 コンプライアンス統括部門は、前項の報告を受けた時は、ただちにこれをコンプ

ライアンス担当理事に報告しなければならない。

- 3 報告の方法は、口頭、文書、電話、電子メールその他いかなる方法でも差支えない。また、報告は、実名を原則とするが、やむを得ない事情がある場合は匿名でもこれを受理する。

(事実関係の調査)

第9条 コンプライアンス統轄部門は、第8条の報告を受けた場合には、速やかに事実関係の把握に努めるための調査を行うものとする。

- 2 前項の調査にあたっては、通報者および被通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。
- 3 コンプライアンス統轄部門は、事実関係の調査結果をコンプライアンス委員長に報告しなければならない。

(違反があった場合の措置)

第10条 コンプライアンス委員長は、コンプライアンス委員会を招集し調査結果に基づき、当該行為の法令等違反の事実の有無・取扱等を審議し違反があることまたはその可能性があることを確認した場合には、代表理事に報告するとともに、違反者及びその上長に当該行為の是正命令を出さなければならない。

(違反行為の中止)

第11条 コンプライアンス委員長から是正命令が出た場合は、違反者は、直ちに違反行為を中止して、その結果をコンプライアンス委員長に報告しなければならない。

(懲戒処分)

第12条 法令等に違反する行為を行った役職員及びその関係者については、就業規則に基づき懲戒処分を行なう。

(通報者の保護)

第13条 当法人は、第8条に定める報告を行ったことを理由として、その報告を行った者に対し不利益な取り扱いを行ってはならない。

- 2 報告した者が、不利益に扱われていると判断される場合には、コンプライアンス委員会は直ちに実態を調査して、適切な措置を行わなければならない。

(研修)

第14条 当法人は、役職員に対して必要に応じてコンプライアンス研修を実施しなければならない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2022年6月27日から施行する。(2022年6月27日理事会議決)